

議案第2号

景観条例において規定する専門部会の委員の
選出について

景観条例において規定する専門部会の委員の選出について

1 専門部会を設置する目的

本市景観条例において、市長が景観法に基づく処分等を行う際に審議会の意見を聴く場合は専門部会の決議により審議会の決議とできる旨規定しています。

2 専門部会で意見を聴く事項について

- (1) 景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告に正当な理由なく従わない者の氏名等の公表
- (2) 景観法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による変更等命令
- (3) 景観重要建造物又は景観重要樹木の原状回復命令等
- (4) 景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告

3 専門部会の構成

専門部会は、法律又は景観に関し学識経験を有するもの及び関係行政機関の職員で構成され、専門的に検討を行うこととします。

【委員構成】

分 野	委 員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
法 律	清水 正憲 委員
行 政	嶺倉 栄 委員